

<遺産に関する紛争調整調停>

1 概要

例えば、相続人の1人の名義になっている不動産が被相続人の相続財産であるかどうかについて、相続人の一部で争いがある場合など、相続人の間で相続財産の有無、範囲、権利関係等に争いがある場合に、当事者間で話し合いをしてもまとまらないときや話し合い自体ができないときには、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

紛争の内容が相続人全員に及ぶ場合など、相続人全員を手続に参加させる必要があるときは、遺産分割事件として申立てをすることが必要な場合があります。

2 申立人（申立てができる人）

相続人

受遺者

相続分譲受人等

3 申立先

相手方の住所地の家庭裁判所

（ただし、相手方との間で担当する家庭裁判所について合意できており、管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。）

相手方の住所地が京都府内の場合の申立先は、次のとおりです。

（相手方の住所地）	（申立先）
下記以外の市町村	京都家庭裁判所
南丹市（旧美山町を除く）、亀岡市、船井郡	京都家庭裁判所園部支部
舞鶴市	京都家庭裁判所舞鶴支部
宮津市、京丹後市、与謝郡	京都家庭裁判所宮津支部
福知山市、綾部市	京都家庭裁判所福知山支部

相手方の住所地が京都府以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイト](#)の[裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

4 申立てに必要なもの ※1

チェック欄

①	収入印紙・・・1200円分	
②	連絡用の郵便切手・・・180円切手×相手方数 110円切手×10枚 20円切手×10枚 10円切手×10枚	
③	申立書・・・原本1通, 写し1通	
④	進行連絡メモ	
⑤	送達場所の届出書	
⑥	申立人の戸籍謄本（全部事項証明書）※2※3	
⑦	相手方の戸籍謄本（全部事項証明書）※2※3	
⑧	被相続人の戸籍（又は除籍）謄本（全部事項証明書）※2※3	
⑨	（遺産に不動産がある場合）不動産登記事項証明書※2	

提出の際には、必ず「書面を提出される方へ D」を予めご確認ください。

※1 ここに記載しているものは、審理のために標準的に必要なものであり、事案によってはこの他の書類等の提出をお願いすることがあります。

※2 戸籍謄本（全部事項証明書）、不動産登記事項証明書は、3か月以内に発行されたものを提出してください。

※3 同じ書類は1通で足りません。

5 その他

【郵送提出の場合の宛先（支部を管轄とするものを除く。）】

郵便番号 606-0801

京都市左京区下鴨宮河町1番地

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係） あてに送付してください。

【問い合わせ】

電話番号 075-722-7211（代表）

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係）（受付後は担当の調停係にお問い合わせください。）